

**鳥取県告示第233号**

鳥取県土地利用基本計画を平成24年3月26日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成24年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、鳥取市、米子市及び大山町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課、鳥取市都市整備部建築指導課、米子市企画部地域政策課及び大山町企画情報課に備え置いて縦覧に供する。）